

■JR 東海エクスプレスサービス会員規約 <個人会員・一般法人会員・特別法人会員・ビジネス会員（カード発行会社：株式会社セディナ）>

現行 (前略)	改正 (前略)
(第2条：会員資格の登録、取消)	(第2条：会員資格の登録、取消)
(中略)	(中略)
<p>5. 会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、以下の項目に該当する場合、当社は事前に会員に通知することなく直ちにJR東海エクスプレスサービス会員登録を取り消し、会員の本サービス利用を停止させることがあります。</p> <p>(1) 会員が本規約又は本規約の特約に違反した場合。</p> <p>(2) 第2項により登録及び第3条により修正されたお客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合。</p> <p>(3) 会員がカード会員もしくはカード使用者等でなくなった場合、又は、カード使用者等が所属する法人が法人会員でなくなった場合。</p> <p>(4) 会員が登録したeメールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から会員への連絡がとれなくなった場合。</p> <p>(5) 会員が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産若しくは更生手続開始の申立を行い又は申立を受けた場合、その他会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。</p> <p><u>(6) その他、会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合。</u></p>	<p>5. 会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、以下の項目に<u>該当すると当社が判断した</u>場合、当社は事前に会員に通知することなく直ちにJR東海エクスプレスサービス会員登録を取り消し、会員の本サービス利用を停止させることがあります。</p> <p>(1) 会員が本規約又は本規約の特約に違反した場合。</p> <p>(2) 第2項により登録及び第3条により修正されたお客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合。</p> <p>(3) 会員がカード会員もしくはカード使用者等でなくなった場合、又は、カード使用者等が所属する法人が法人会員でなくなった場合。</p> <p>(4) 会員が登録したeメールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から会員への連絡がとれなくなった場合。</p> <p>(5) 会員が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産若しくは更生手続開始の申立を行い又は申立を受けた場合、その他会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。</p> <p><u>(6) 会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の一部又は全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売又は換金行為を試み、もしくは実行した場合（旅行業法に定める取次行為を含む。）。</u></p> <p><u>(7) 会員が、その一部又は全部を自らは使用しない等、転売又は換金等の目的において、相当と認められる数量又は頻度を超えて、本規約又は本規約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類を購入した場合。</u></p> <p><u>(8) その他、会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合。</u></p> <p><u>(9) 同一の会員に対し複数の会員ID（J-WEST 会員IDを含む。以下同じ。）が発行されている場合（過去に発行されていた場合を含む。）において、複数の会員IDの一部もしくは全部において、上記(1)から(8)のいずれかに該当した場合。</u></p> <p><u>(10) その他、会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合。</u></p>
(以下略)	(以下略)

## ■エクスプレス予約コーポレートサービス特約 <コーポレート会員（カード発行会社：株式会社セディナ）>

現行 (前略)	改正 (前略)
<p>第17条（利用制限又は利用停止）</p> <p>1. 次の各号の<u>一に該当する場合</u>には、甲は、通知催告等何らの手続きを要することなく、直ちに本サービスの一時停止を含む利用制限又は利用停止をすることが<u>できるものとします</u>。</p> <p>(1) 契約法人又はカード使用者が、本特約の各条項の<u>一に違反したとき</u></p> <p>(2) 契約法人もしくはカード使用者がE Xカードコーポレート規約の各条項の<u>一に違反したとき</u>、又はE Xカードコーポレート規約に定める本契約が終了したとき</p> <p>(3) 契約法人が、競売の申し立てを受けもしくは滞納処分を受けたとき</p> <p>(4) 契約法人が、合併によらない解散決議を行ったとき</p> <p>(5) 契約法人が、支払いの停止をしたとき又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てをし又は申し立てを受けたとき</p> <p>(6) 契約法人又はカード使用者が、甲の名誉、信用を失墜させ、もしくは甲に重大な損害を与えたとき又はそのおそれがあるとき</p> <p>(7) 契約法人の資産、信用、支払能力等に重大な変化が生じたとき</p> <p>(8) 第2条第2項による登録及び第3条により修正されたお客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったとき</p> <p>(9) 契約法人がカード使用者への通知用として登録したeメールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、甲からカード使用者への連絡がとれなくなったとき</p> <p><u>(10)</u> その他、契約法人又はカード使用者が本サービスを利用することを甲が不適当と判断したとき</p> <p>(以下略)</p>	<p>第17条（利用制限又は利用停止）</p> <p>1. 次の各号の<u>いずれかに該当すると甲が判断した場合</u>には、甲は、通知催告等何らの手続きを要することなく、直ちに本サービスの一時停止を含む利用制限又は利用停止をすることができます。<u>なお、本項第10号又は第11号のいずれかに該当する場合は、同時に、E Xカードコーポレート規約第14条第2項第5号に該当するものとみなします</u>。</p> <p>(1) 契約法人又はカード使用者が、本特約の各条項の<u>いずれかに違反したとき</u></p> <p>(2) 契約法人もしくはカード使用者がE Xカードコーポレート規約の各条項の<u>いずれかに違反したとき</u>、又はE Xカードコーポレート規約に定める本契約が終了したとき</p> <p>(3) 契約法人が、競売の申し立てを受けもしくは滞納処分を受けたとき</p> <p>(4) 契約法人が、合併によらない解散決議を行ったとき</p> <p>(5) 契約法人が、支払いの停止をしたとき又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てをし又は申し立てを受けたとき</p> <p>(6) 契約法人又はカード使用者が、甲の名誉、信用を失墜させ、もしくは甲に重大な損害を与えたとき又はそのおそれがあるとき</p> <p>(7) 契約法人の資産、信用、支払能力等に重大な変化が生じたとき</p> <p>(8) 第2条第2項による登録及び第3条により修正されたお客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったとき</p> <p>(9) 契約法人がカード使用者への通知用として登録したeメールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、甲からカード使用者への連絡がとれなくなったとき</p> <p><u>(10)契約法人又はカード使用者が、本サービスを利用して購入した乗車券類の一部又は全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売又は換金行為を試み、もしくは実行したとき(旅行業法に定める取次行為を含む)</u></p> <p><u>(11)契約法人又はカード使用者が、その一部又は全部を自らは使用しない等、転売又は換金等の目的において、相当と認められる数量又は頻度を超えて、本サービスを利用して乗車券類を購入したとき</u></p> <p><u>(12)</u> その他、契約法人又はカード使用者が本サービスを利用することを甲が不適当と判断したとき</p> <p>(以下略)</p>